

矢臼別演習場周辺 まちづくり構想に ついて

本町では、公共施設の再整備や防災対策のほか、人口のおよそ4割が集中する別海地区の市街地活性化など今後も安心して住み続けられる別海町を目指し、今年度から平成29年度までの3年間をかけ、「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」を策定します

まちづくり住民大会

現在の別海町の状況やアンケート調査の報告。まちづくり講演会等を交え、住民の方から今後のまちづくりへの要望等を聴取します。

- 1 日 時 2月13日(土)
午後1時から3時30分まで
- 2 場 所 中央公民館 大集会室
- 3 内 容 (1)まちづくり構想説明
(2)講 演
(3)ワークショップ
- 4 参加対象 一般町民及び各種団体
- 5 申込み等 当日参加も可能ですが、参加を希望される方は事前に下記へお申込みください。

パブリックコメント(町民意見の公募)

矢臼別演習場周辺まちづくり構想(基本構想)の素案を公表し、下記期間に町民の皆さんのご意見を募集します。

詳細については、町ホームページなどでお知らせします。

また、閲覧資料を別海町役場1階ロビー又は2階総合政策課窓口、各支所、各連絡事務所、各公民館、図書館、町民体育館にて公表する予定です。

【実施期間】 2月中旬から1カ月間

※ご不明な点は、ホームページをご覧くださいか、下記へお問合せください。

問合せ/まちづくり推進担当(内線2215・2216)

別海町ふるさと応援制度 寄付をいただきました



上野桂さん(福岡県福岡市在住)から寄付をいただきました。
寄付金は、『酪農・水産・商工観光等の振興発展に関する事業』に有効活用させていただきます。

問合せ/企画振興担当(内線2213・2214)

年度末における徴収の強化について

本町では、法令等に則り自主納付による納期内納税を原則としています。「催告に応じない」「滞納をしたまま連絡がない」「誓約を守らない」などの場合には、税負担の公平性を確保するため、預貯金や給与、自動車などの財産調査や差押えを執行しています。

年度末に向けて、これらの取り組みを一層強化しますので、ご承知願います。

本年度の債権調査・差押件数

■債権の調査	1,854件
■債権の差押	191件
(平成27年12月末時点)	

督促・催告を無視し続けると、調査や差押の対象となります

納税相談・問合せ/収納対策担当 TEL75-2111(内線1115・1116) FAX75-2773

所得税・町道民税申告は 期間内に忘れずに

申告期間

2月16日(火)から3月15日(火)

期日が迫ると申告会場は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

確定申告が必要な方

- 個人事業を営んでいる方
- 2か所以上から給与を受けている方
- 事業所得や不動産所得等がある方
- 給与所得者で年末調整が済んでいない方
- 年金や不動産等、会社からの給与以外に所得がある方
- 住宅控除や医療費控除を受けたい方 など

平成27年中の収入、所得がない方も申告が必要です

申告がなければ所得証明書等が発行できず、公営住宅、各種福祉サービス、児童扶養手当、授業料の免除等の証明や判定ができません。

また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減措置が受けられないこととなります。
なお、扶養に入られている方については、申告不要です。

申告に必要なもの

- 印鑑、還付金が発生する場合は口座番号のわかるもの
- 給与・年金収入の方は「源泉徴収票」原本（コピー不可）
- 国民年金、国保税等は「控除証明書」又は「領収書」
- 個人事業主の方は収入と経費を証明するもの
- 生命保険料、地震保険料等は「控除証明書」

申告の際のお願い

混雑のないように、以下のご協力をお願いします

- 申告書はご自分で作成のうえ、提出してください。郵送での提出も可能です。
- 申告期間中に限り、会場で申告書作成のご相談を受け付けます。
- 個人番号カード又は住基カードをお持ちの方は、会場でインターネットによる電子申告もできます。

医療費控除を申告する場合の手順

- 1 平成27年中に支払った領収書を用意する。
- 2 受診者ごとに領収書を分ける。
- 3 受診者ごとに分けたものを、病院や調剤薬局ごとに分ける。
- 4 病院や調剤薬局ごとに金額を集計し、領収書を全て持参する。

整理、集計をしていない場合は、会場で行っていただきます。

生命保険給付金、高額医療費、各種給付金等、医療費の補てんを受けた場合は、その金額が分かるものをお持ちください。

役場での申告相談について

- 役場では、給与所得、年金所得、簡易な事業所得（営業等）、不動産所得の相談を受け付けます。
- 支所での申告相談は、給与所得及び年金所得のみ受け付けます。
- 相続税や贈与税等については、役場では対応できませんので、根室税務署へお問合せください。
- 申告内容によっては役場で判断が難しくご相談をお受けできないものもありますので、あらかじめご了承ください。
- 営業、事業をされている方や、簡易な事業、不動産所得であっても収支計算ができていない方は、税務署又は税理士へご相談ください。

申告相談日程・会場

- 期間 2月16日(火)から3月15日(火) ※土曜日と日曜日を除く
- 時間 午前9時から午後5時まで ※最終日のみ支所は午後3時まで

会 場	相 談 対 象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎)	営業、事業、譲渡、相続、贈与 山林所得者申告者等 すべての申告 消費税申告者
別海町役場1階 103会議室	一般確定申告（給与・年金所得者、還付 申告者、簡易な事業所得者等）及び町道 民税申告
西春別支所、尾岱沼支所	給与・年金所得の確定申告（A表のみ） 及び町道民税申告

問合せ

- 根室税務署 (TEL0153-23-3261)
- 別海町役場税務課 課税担当
(内線1111・1112)
- 西春別支所 (TEL77-2131)
- 尾岱沼支所 (TEL86-2166)
- 国税庁ホームページ
【<http://www.nta.go.jp>】

軽自動車税に係る届出について



廃車の手続きなどはお済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車・小型特殊自動車及び二輪小型自動車)を所有している方に納めていただく税金です。

自動車税と異なり、月割課税制度がなく、4月1日現在の所有者だけに課税されます。4月2日以降に軽自動車等を所有した場合、その年度は課税されませんが、4月2日以降に廃車などをしてその年度の税金は全額納めていただくこととなります。

使用できない軽自動車等で今後も使用することがない車を持っている方、又は廃棄、譲渡、紛失等の事情で、所有する軽自動車等がお手元がない方で手続きが未了の場合は、次年度以降も課税されることとなりますので、廃車等の手続きを済ませてください。

なお、軽自動車等の手続きについては、車種ごとに届出先が異なりますのでご注意ください。

①原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)

■届出先 別海町役場総務部税務課
Tel0153-75-2111 (内線1111、1112)
西春別支所 Tel0153-77-2131
尾岱沼支所 Tel0153-86-2166

■手続きに必要なもの

廃車する場合 標識(ナンバープレート)、標識交付証明書、印鑑

譲渡する場合 新・旧所有者の印鑑、旧所有者の標識交付証明書、標識番号を変更する場合は標識

※標識等がない場合は、届出先へお問合せください。

②軽自動車(250cc以下の軽二輪、660cc以下の軽四輪)

■届出先 釧路軽自動車協会
釧路市鳥取大通6丁目1番1号 Tel0154-51-0745

■手続きに必要なもの 届出先にご確認ください。

③二輪小型自動車(250ccを超えるもの)

■届出先 釧路運輸支局
釧路市鳥取大通6丁目2番13号 Tel0154-51-2522

■手続きに必要なもの 届出先にご確認ください。

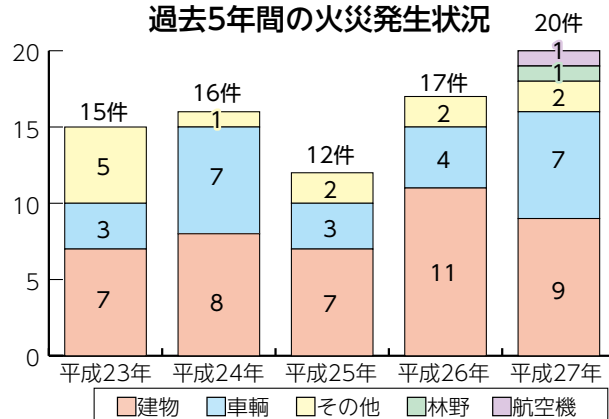
平成27年の火災概要について

平成20年以降で
最多件数発生

平成27年中に町内で発生した火災件数は、20件でした。内訳は、建物火災9件、車両火災7件、その他火災2件、林野火災1件、航空機火災1件で、損害額は約4,667万円となり、昨年度より約2,268万円の増加となりました。

火災は一瞬にして大切な財産を奪います。常日頃からの心掛けが重要となりますので、今一度火気の取り扱いにご注意ください。

過去5年間の火災発生状況



問合せ/別海消防署予防課 TEL75-2200



別海消防団出初式

1月5日に新春恒例の別海消防団出初式が、消防庁舎前で行われました。

丹羽消防団長による通常点検が行われた後、消防団員104名と関係者が分列行進を行い、火災予防の啓発をするとともに、町民の生命や財産を守る決意を新たにしました。